

高圧ガス保安法令関係例示基準資料集 第 6 次改訂版（平成 25 年 3 月 2 2 日発行）新旧対照表

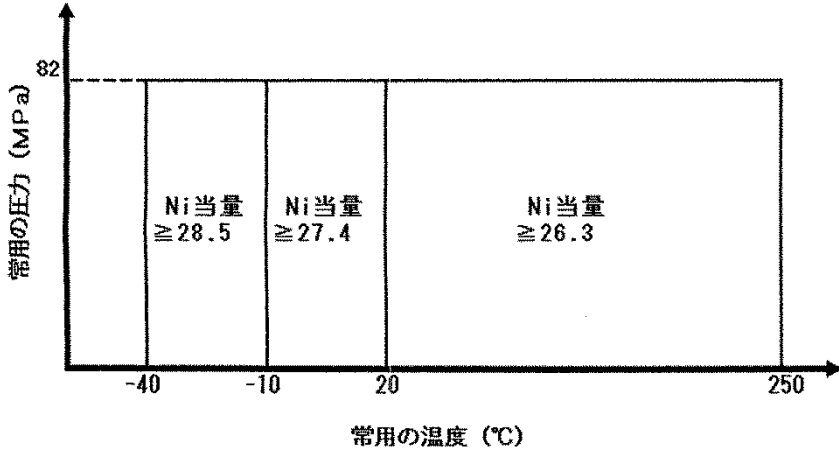
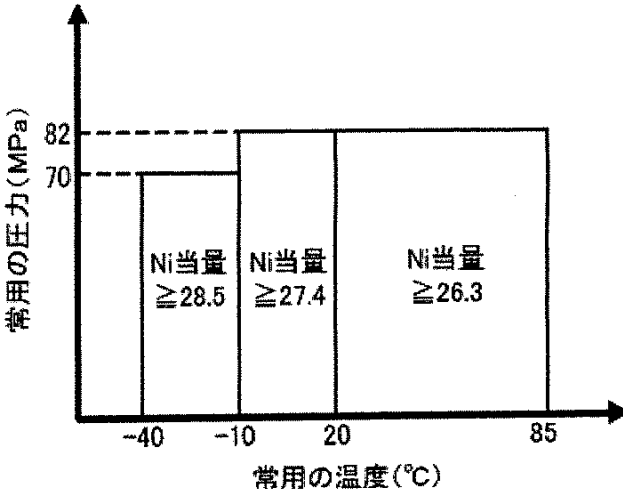
次のように改正（20140326 商局第 1 号 平成 26 年 4 月 21 日）されましたので、該当箇所についてご訂正ください。

（傍線部分は改正箇所）

○「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」（20121204 商局第 6 号）

頁数等	新	旧
15 頁	9. ガス設備等に使用する材料	9. ガス設備等に使用する材料
	規則関係条項 (略)	規則関係条項 (略)
	1. (略)	1. (略)
	2. (略)	2. (略)
28 頁 上から 12 行目	<p>なお、次に定める材料（2.3 及び 2.4（2.4 に規定する日本工業規格 H3250（2010）銅及び銅合金棒に限る。）で定めるものを除く。）を使用する場合には、<u>その常用の圧力は 82MPa 以下で、その常用の温度は -40℃以上 250℃以下とする。</u></p> <p>2.1 圧縮水素の蓄圧器</p> <p>日本工業規格 G3214（2009）圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（SUSF316、SUSF316L であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が -40℃以上 -10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が -10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250℃</u>以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る（下図参照、以下同じ。）。以下、2.2 から 2.5 において同じ。）、日本工業規格 G3459（2004）配管用ステンレス鋼管（SUS316TP、SUS316LTP であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が -40℃以上 -10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が -10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250℃</u>以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.5 において同じ。）、</p>	<p>なお、次に定める材料（2.3 で定めるものを除く。）を使用する場合には、<u>その常用の温度は、その常用の圧力が 70MPa 以下である場合にあっては -40℃以上 85℃以下とし、その常用の圧力が 70MPa を超え 82MPa 以下である場合には -10℃以上 85℃以下とする。</u></p> <p>2.1 圧縮水素の蓄圧器</p> <p>日本工業規格 G3214（2009）圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（SUSF316、SUSF316L であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が -40℃以上 -10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が -10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85℃</u>以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る（下図参照、以下同じ。）。以下、2.2 から 2.4 において同じ。）、日本工業規格 G3459（2004）配管用ステンレス鋼管（SUS316TP、SUS316LTP であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が -40℃以上 -10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が -10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85℃</u>以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.4 において同じ。）、日本</p>

頁数等	新	旧
	<p>日本工業規格G 4303 (2005) ステンレス鋼棒 (SUS 3 1 6、SUS 3 1 6 Lであって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.5 において同じ。)、日本工業規格G 4304 (2010) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 3 1 6、SUS 3 1 6 Lであって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.5 において同じ。)、日本工業規格G 4305 (2010) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 3 1 6、SUS 3 1 6 Lであって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.5 において同じ。)、又は日本工業規格G 4053 (2008) 機械構造用合金鋼鋼材 (SCM 4 3 5 であって、超音波探傷試験により傷、割れ等の有害な欠陥がないことを確認できるものを、常用の圧力が 40MPa 以下の蓄圧器に使用する場合に限る。)</p> <p>なお、ニッケル当量は次式によって求めること (以下、2.2 から 2.5 において同じ。)</p> $\text{ニッケル当量 (質量\%)} = 12.6 \times C + 0.35 \times S i + 1.05 \times M n + N i + 0.65 \times C r + 0.98 \times M o$ <p>ここで、Cは炭素、Siはケイ素、Mnはマンガン、Niはニッケル、Crはクロム及びMoはモリブデンの各質量分率の値 (%) を示す。</p>	<p>工業規格G 4303 (2005) ステンレス鋼棒 (SUS 3 1 6、SUS 3 1 6 Lであって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.4 において同じ。)、日本工業規格G 4304 (2010) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 3 1 6、SUS 3 1 6 Lであって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.4 において同じ。)、日本工業規格G 4305 (2010) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 3 1 6、SUS 3 1 6 Lであって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.4 において同じ。)、又は日本工業規格G 4053 (2008) 機械構造用合金鋼鋼材 (SCM 4 3 5 であって、超音波深傷試験により傷、割れ等の有害な欠陥がないことを確認できるものを、常用の圧力が 40MPa 以下の蓄圧器に使用する場合に限る。)</p> <p>なお、ニッケル当量は次式によって求めること (以下、2.2 から 2.4 において同じ。)</p> $\text{ニッケル当量 (質量\%)} = 12.6 \times C + 0.35 \times S i + 1.05 \times M n + N i + 0.65 \times C r + 0.98 \times M o$ <p>ここで、Cは炭素、Siはケイ素、Mnはマンガン、Niはニッケル、Crはクロム及びMoはモリブデンの各質量分率の値 (%) を示す。</p>

頁数等	新	旧
	 <p data-bbox="392 786 1032 810">図 常用の圧力及び常用の温度と必要とされるニッケル当量の関係</p> <p data-bbox="241 882 976 906">2.2 圧縮水素が通る配管（車両に圧縮水素を充填するためのホースを除く。）</p> <p data-bbox="271 930 383 954">及び管継手</p> <p data-bbox="304 978 349 1002">(略)</p> <p data-bbox="241 1026 349 1050">2.3 (略)</p> <p data-bbox="241 1074 707 1098">2.4 圧縮水素が通る弁（弁のパッキンを除く。）</p> <p data-bbox="271 1121 1155 1393">日本工業規格G3214 (2009) 圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品 (SUSF316、SUSF316Lに限る。)、日本工業規格G3459 (2004) 配管用ステンレス鋼管 (SUS316TP、SUS316LTPに限る。)、日本工業規格G4303 (2005) ステンレス鋼棒 (SUS316、SUS316Lに限る。)、日本工業規格G4304 (2010) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS316、SUS316Lに限る。)、日本工業規格G4305 (2010) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS316、SUS316Lに限る。)、又は日本工業規格H3250 (2010) 銅及</p>	 <p data-bbox="1332 786 1973 810">図 常用の圧力及び常用の温度と必要とされるニッケル当量の関係</p> <p data-bbox="1182 882 1917 906">2.2 圧縮水素が通る配管（車両に圧縮水素を充填するためのホースを除く。）</p> <p data-bbox="1211 930 1581 954">管継手及び圧縮水素の蓄圧器の元弁</p> <p data-bbox="1245 978 1290 1002">(略)</p> <p data-bbox="1182 1026 1290 1050">2.3 (略)</p> <p data-bbox="1216 1074 1279 1098">(新設)</p>

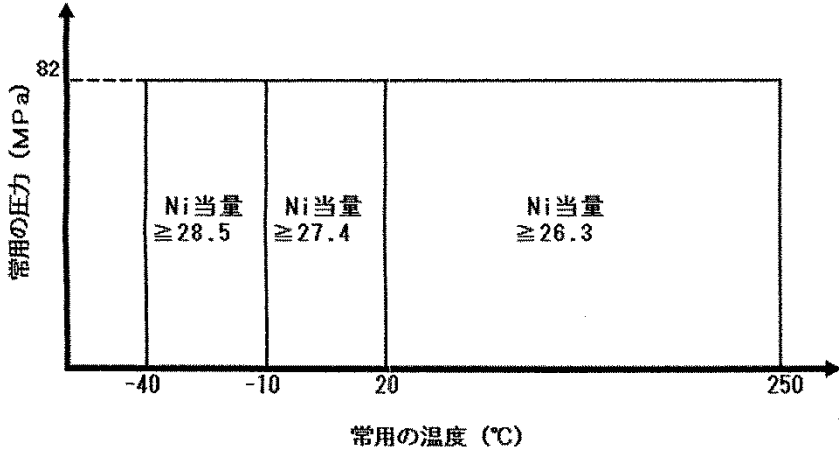
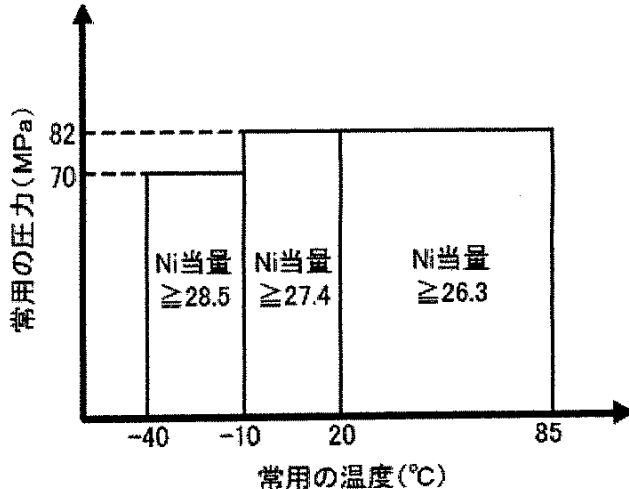
頁数等	新	旧
	<p><u>び銅合金棒（C3604、C3771であって、その常用の圧力が25MPa以下、かつその常用の温度が-40℃以上100℃以下である場合に限る。）。</u></p> <p>2.5 上記2.1から2.4までを除く高圧ガス設備のうち圧縮水素が通るものの耐圧部分（略）</p> <p>ただし、弁のパッキン、流量計のフローチューブ、充填ノズル、緊急離脱カプラー、往復動圧縮機のシリンダ、シリンダヘッドカバー、パッキンケース又はダイアフラム式圧縮機のヘッドカバーにおいて2.5で示す材料の使用が困難な場合には、当該設備から漏えいした水素を検知し、警報し、かつ、蓄圧器からの水素の供給を自動的に遮断するための装置（検知警報設備と第7条の3第1項第4号又は第2項第7号の遮断装置の組み合わせたものを含む。）が設置されていることを条件とし、1.で規定した材料のうち、当該施設と同等の使用条件のもとで問題なく使用した十分な実績があるものを使用することができる。</p>	<p>2.4 上記2.1から2.3までを除く高圧ガス設備のうち圧縮水素が通るものの耐圧部分（略）</p> <p>ただし、弁のパッキン、流量計のフローチューブ、充填ノズル、緊急離脱カプラー、往復動圧縮機のシリンダ、シリンダヘッドカバー、パッキンケース又はダイアフラム式圧縮機のヘッドカバーにおいて2.4で示す材料の使用が困難な場合には、当該設備から漏えいした水素を検知し、警報し、かつ、蓄圧器からの水素の供給を自動的に遮断するための装置（検知警報設備と第7条の3第1項第4号又は第2項第7号の遮断装置の組み合わせたものを含む。）が設置されていることを条件とし、1.で規定した材料のうち、当該施設と同等の使用条件のもとで問題なく使用した十分な実績があるものを使用することができる。</p>
<p>66頁 上から 31行目</p>	<p style="text-align: center;">22. 障壁</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">規則関係条項（略）</div> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>2.1・2.2（略）</p> <p>2.3 鋼板製障壁</p> <p style="padding-left: 20px;">高さのみ1.8m以上とし、他はすべて1.3と同じ。</p> <p>3.（略）</p>	<p style="text-align: center;">22. 障壁</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">規則関係条項（略）</div> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>2.1・2.2（略）</p> <p>2.3 鋼板製障壁</p> <p style="padding-left: 20px;">高さのみ1.8m以上とし、他はすべて1.2と同じ。</p> <p>3.（略）</p>
<p>138頁 の次頁 (新設)</p>	<p>56の3. 圧縮水素スタンド又は圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等の措置（圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>規則関係条項 第7条第1項第8号・第2項第20号の2、第7条の3 第1項第12号の2・第2項第29号の2</p> </div>	<p>(新設)</p>

頁数等	新	旧
	<p><u>圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等以上の措置、及び圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等以上の措置は、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備と圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の間に、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合する障壁を設置することをいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="271 544 1155 810">1. <u>鉄筋コンクリート製障壁の場合にあっては、漏洩の可能性がある箇所から障壁面に沿って鉛直方向に1m以上の高さを取り、かつ、当該箇所から障壁面に沿って水平方向にそれぞれ1m以上の幅をとるものであって、他方の処理設備及び貯蔵設備に直接火炎が当たることがないものとする。また、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.5m以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.8m以上とする。他はすべて本基準22.の1.1と同じ。</u> <li data-bbox="271 831 1155 1098">2. <u>コンクリートブロック製障壁の場合にあっては、漏洩の可能性がある箇所から障壁面に沿って鉛直方向に1m以上の高さを取り、かつ、当該箇所から障壁面に沿って水平方向にそれぞれ1m以上の幅をとるものであって、他方の処理設備及び貯蔵設備に直接火炎が当たることがないものとする。また、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.5m以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.8m以上とする。他はすべて本基準22.の1.2と同じ。</u> 	

○「コンテナ等保安規則の機能性基準の運用について」(20121204 商局第7号)

頁数等	新	旧
17頁 上から 12行目	<p style="text-align: center;">3. ガス設備等に使用する材料</p> <p>規則関係条項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>なお、次に定める材料(2.3及び2.4(2.4に規定する日本工業規格H3250(2010)銅及び銅合金棒に限る。))で定めるものを除く。))を使用する場合には、<u>その常用の圧力は82MPa以下で、その常用の温度は-40℃以上250℃以下とする。</u></p> <p>2.1 圧縮水素の蓄圧器</p> <p>日本工業規格G3214(2009)圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品(SUSF316、SUSF316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける織りが75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては28.5以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上20℃未満である場合にあっては27.4以上であるもの、及びその常用の温度が20℃以上<u>250℃</u>以下である場合にあっては26.3以上であるものに限る(下図参照、以下同じ。)。以下、2.2から2.5において同じ。)、日本工業規格G3459(2004)配管用ステンレス鋼管(SUS316TP、SUS316LTP)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける織りが75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては28.5以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上20℃未満である場合にあっては27.4以上であるもの、及びその常用の温度が20℃以上<u>250℃</u>以下である場合にあっては26.3以上であるものに限る。以下、2.2から2.5において同じ。)、日本工業規格G4303(2005)ステンレス鋼棒(SUS316、SUS316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける織りが75%以上、かつニッケル当量が、その常用</p>	<p style="text-align: center;">3. ガス設備等に使用する材料</p> <p>規則関係条項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>なお、次に定める材料(2.3で定めるものを除く。))を使用する場合には、<u>その常用の温度は、その常用の圧力が70MPa以下である場合にあっては-40℃以上85℃以下とし、その常用の圧力が70MPaを超え82MPa以下である場合には-10℃以上85℃以下とする。</u></p> <p>2.1 圧縮水素の蓄圧器</p> <p>日本工業規格G3214(2009)圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品(SUSF316、SUSF316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける織りが75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては28.5以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上20℃未満である場合にあっては27.4以上であるもの、及びその常用の温度が20℃以上<u>85℃</u>以下である場合にあっては26.3以上であるものに限る(下図参照、以下同じ。)。以下、2.2から2.4において同じ。)、日本工業規格G3459(2004)配管用ステンレス鋼管(SUS316TP、SUS316LTP)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける織りが75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては28.5以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上20℃未満である場合にあっては27.4以上であるもの、及びその常用の温度が20℃以上<u>85℃</u>以下である場合にあっては26.3以上であるものに限る。以下、2.2から2.4において同じ。)、日本工業規格G4303(2005)ステンレス鋼棒(SUS316、SUS316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける織りが75%以上、かつニッケル当量が、その常用</p>

頁数等	新	旧
	<p>の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.5 において同じ。)、日本工業規格G 4304 (2010) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 316、SUS 316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.5 において同じ。)、日本工業規格G 4305 (2010) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 316、SUS 316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>250</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.5 において同じ。)、又は日本工業規格G 4053 (2008) 機械構造用合金鋼鋼材 (SCM 435)であって、超音波深傷試験により傷、割れ等の有害な欠陥がないことを確認できるものを、常用の圧力が 40MPa 以下の蓄圧器に使用する場合に限る。)</p> <p>なお、ニッケル当量は次式によって求めること (以下、2.2 から 2.5 において同じ。)</p> $\text{ニッケル当量 (質量\%)} = 12.6 \times C + 0.35 \times S i + 1.05 \times M n + N i + 0.65 \times C r + 0.98 \times M o$ <p>ここで、Cは炭素、Siはケイ素、Mnはマンガン、Niはニッケル、Crはクロム及びMoはモリブデンの各質量分率の値 (%) を示す。</p>	<p>の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.4 において同じ。)、日本工業規格G 4304 (2010) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 316、SUS 316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.4 において同じ。)、日本工業規格G 4305 (2010) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS 316、SUS 316L)であって、規格材料の引張試験又はミルシートにおける絞りが 75%以上、かつニッケル当量が、その常用の温度が-40℃以上-10℃未満である場合にあっては 28.5 以上であるもの、その常用の温度が-10℃以上 20℃未満である場合にあっては 27.4 以上であるもの、及びその常用の温度が 20℃以上 <u>85</u>℃以下である場合にあっては 26.3 以上であるものに限る。以下、2.2 から 2.4 において同じ。)、又は日本工業規格G 4053 (2008) 機械構造用合金鋼鋼材 (SCM 435)であって、超音波深傷試験により傷、割れ等の有害な欠陥がないことを確認できるものを、常用の圧力が 40MPa 以下の蓄圧器に使用する場合に限る。)</p> <p>なお、ニッケル当量は次式によって求めること (以下、2.2 から 2.4 において同じ。)</p> $\text{ニッケル当量 (質量\%)} = 12.6 \times C + 0.35 \times S i + 1.05 \times M n + N i + 0.65 \times C r + 0.98 \times M o$ <p>ここで、Cは炭素、Siはケイ素、Mnはマンガン、Niはニッケル、Crはクロム及びMoはモリブデンの各質量分率の値 (%) を示す。</p>

頁数等	新	旧
	 <p data-bbox="376 788 1021 810">図 常用の圧力及び常用の温度と必要とされるニッケル当量の関係</p> <p data-bbox="241 884 976 906">2.2 圧縮水素が通る配管（車両に圧縮水素を充填するためのホースを除く。）</p> <p data-bbox="264 932 376 954">及び管継手</p> <p data-bbox="277 979 322 1002">(略)</p> <p data-bbox="241 1027 344 1050">2.3 (略)</p> <p data-bbox="241 1075 707 1098">2.4 圧縮水素が通る弁（弁のパッキンを除く。）</p> <p data-bbox="271 1123 1155 1390">日本工業規格G3214 (2009) 圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品 (SUSF316、SUSF316Lに限る。)、日本工業規格G3459 (2004) 配管用ステンレス鋼管 (SUS316TP、SUS316LTPに限る。)、日本工業規格G4303 (2005) ステンレス鋼棒 (SUS316、SUS316Lに限る。)、日本工業規格G4304 (2010) 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS316、SUS316Lに限る。)、日本工業規格G4305 (2010) 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS316、SUS316Lに限る。)又は日本工業規格H3250 (2010) 銅</p>	 <p data-bbox="1317 788 1962 810">図 常用の圧力及び常用の温度と必要とされるニッケル当量の関係</p> <p data-bbox="1182 884 1917 906">2.2 圧縮水素が通る配管（車両に圧縮水素を充填するためのホースを除く。）</p> <p data-bbox="1205 932 1570 954">管継手及び圧縮水素の蓄圧器の元弁</p> <p data-bbox="1218 979 1263 1002">(略)</p> <p data-bbox="1182 1027 1285 1050">2.3 (略)</p> <p data-bbox="1218 1075 1285 1098">(新設)</p>

頁数等	新	旧
	<p>及び銅合金棒（C3604、C3771であって、その常用の圧力が25MPa以下、かつその常用の温度が-40℃以上100℃以下である場合に限る。）。</p> <p>2.5 上記2.1から2.4までを除く高圧ガス設備のうち圧縮水素が通るものの耐圧部分（略）</p> <p>ただし、弁のパッキン、流量計のフローチューブ、充填ノズル、緊急離脱カプラー、往復動圧縮機のシリンダ、シリンダヘッドカバー、パッキンケース又はダイアフラム式圧縮機のヘッドカバーにおいて2.5で示す材料の使用が困難な場合には、当該設備から漏えいした水素を検知し、警報し、かつ、蓄圧器からの水素の供給を自動的に遮断するための装置（検知警報設備と第7条の3第1項第4号又は第2項第7号の遮断装置の組み合わせたものを含む。）が設置されていることを条件とし、1.で規定した材料のうち、当該施設と同等の使用条件のもとで問題なく使用した十分な実績があるものを使用することができる。</p>	<p>2.4 上記2.1から2.3までを除く高圧ガス設備のうち圧縮水素が通るものの耐圧部分（略）</p> <p>ただし、弁のパッキン、流量計のフローチューブ、充填ノズル、緊急離脱カプラー、往復動圧縮機のシリンダ、シリンダヘッドカバー、パッキンケース又はダイアフラム式圧縮機のヘッドカバーにおいて2.4で示す材料の使用が困難な場合には、当該設備から漏えいした水素を検知し、警報し、かつ、蓄圧器からの水素の供給を自動的に遮断するための装置（検知警報設備と第7条の3第1項第4号又は第2項第7号の遮断装置の組み合わせたものを含む。）が設置されていることを条件とし、1.で規定した材料のうち、当該施設と同等の使用条件のもとで問題なく使用した十分な実績があるものを使用することができる。</p>
<p>154頁 の次頁 (新設)</p>	<p>63 の 3. 圧縮水素スタンド又は圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等の措置（圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>規則関係条項 第7条第1項第8号・第2項第20号の2、第7条の3 第1項第12号の2・第2項第29号の2</p> </div> <p>圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等以上の措置、及び圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等以上の措置は、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備と圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の間に、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合する障壁を設置することをいう。</p> <p>1. 鉄筋コンクリート製障壁の場合にあつては、漏洩の可能性がある箇所から障壁面に沿って鉛直方向に1m以上の高さを取り、かつ、当該箇所から障壁面に沿って水平方向にそれぞれ</p>	<p>(新設)</p>

頁数等	新	旧
	<p><u>れ1m以上の幅をとるものであって、他方の処理設備及び貯蔵設備に直接火炎が当たることがないものとする。また、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.5m以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.8m以上とする。他はすべて本基準 22.の 1.1 と同じ。</u></p> <p><u>2. コンクリートブロック製障壁の場合にあっては、漏洩の可能性がある箇所から障壁面に沿って鉛直方向に1m以上の高さを取り、かつ、当該箇所から障壁面に沿って水平方向にそれぞれ1m以上の幅をとるものであって、他方の処理設備及び貯蔵設備に直接火炎が当たることがないものとする。また、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.5m以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から障壁までの距離は1.8m以上とする。他はすべて本基準 22.の 1.2 と同じ。</u></p>	